(様式第14号)

貸付金あり

※レ点チェックしてください

共助会へのお問合せは 済んでいますか?	$\checkmark$

常務理事	局長	局次長	係員		

## 脱退・貸付金の相殺届

記入日 西暦 **20**×× 年 **1** 月 **1** 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長 下記のとおり、共助会を脱退し、貸付金の残額を相殺するため届出します。

施設番号	0 0 0 0	代表者印(公印) 事福法社
施設•団体名	(特養)千葉みなと	長祉人会
代表者氏名	千葉 花子	印理葉祉

加入者	音番号	000000					
加入者氏	元名カナ	キョウサイ	タロウ	加入者氏名漢字	共済	太郎	

脱退(退職、死亡、退会)年月 西暦 20 **米米** 年 **1** 月末 ※月の途中で脱退する場合も、末日扱いとなりますので、ご注意ください。

【以下、確認のうえ、レ点チェックしてご提出ください。チェックがない場合、受付できません。】

- ✓この「脱退・貸付金の相殺届」は、様式第15号の「退職一時金等受給申請書」とあわせて提出します。
- ☑脱退の区分について下表で確認し、いずれかにチェックしました。この届出について虚偽はありません。

	区分	区分詳細
$\square$	退職(退職一時金)	普通退職のほか、雇用形態の変更、解雇等を含みます。
	死亡(遺族一時金)	死亡退職の場合。支給がある場合には、相続税の対象となります。
		施設・団体での勤務は継続するが、共助会だけを退会する場合。 ※退会の場合は、必ず事前に共助会にお問い合わせください。 ※退会を選んだ方で支給がある場合は「退会一時金」となります。その場合、退職一時金の 70%の額の支給となります。 ※退会一時金は一時所得となります。

- ※ この様式は貸付金の相殺がある場合の届出です。貸付金残額の相殺がない場合は、「脱退届」をご提出 ください。
- ※この届出の遡及、取消はできません。